特定高圧ガス消費者承継届書について手引き

１　特定高圧ガス消費者の地位を継承した者は、特定高圧ガス消費者承継届書を提出する必要があります。

特定高圧ガス消費者について、事業譲渡、相続、合併又は分割（その事業の全部を承継させるものに限る）により、特定高圧ガス消費者の地位を継承した者は、遅滞なくその旨を県知事に届出なければなりません。

なお、特定高圧ガス消費者の地位を、遺贈、事業譲渡又は分割（特定高圧ガス消費者が届出に係る事業所を承継させるものを除く）の方法により承継させることはできません（新規の特定高圧ガス消費届出が必要です。詳細は、担当者へお問い合わせください）。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 特定高圧ガス消費者承継届書（一般則様式第２９の２、液石則様式第２８の２） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| （事業譲渡による場合）  事業の全部の譲り渡しがあった事実を証する書類 | 1 | （例）  事業譲渡契約書　等 |
| （相続による場合）  相続の事実を証する書類 | 1 | （例）  除籍謄本、遺贈契約書、遺産分割協議書　等 |
| （合併による場合）  合併の事実を証する書類 | 1 | （例）  合併登記の写し、合併契約書の写し　等 |
| （分割による場合）  分割の事実を証する書類 | 1 | （例）  分割登記の写し、分割契約書の写し　等 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２９の２（一般則第５４条の２）、様式第２８の２（液石則第５１条の２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定高圧ガス消費者承継届書 | 一般  液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 　 月 　 日 |
| 承継された特定高圧ガス消費者の名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 承継された事業所所在地 | 〒 | | |
| 承継後の名称  （事業所の名称を含む。） |  | | |
|  | 〒 | | |

　 年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。